

ご加入にあたっての重要事項説明書

I. 契約概要のご説明

この【**契約概要**】は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を掲載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みいただきますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を掲載しているものではありません。詳細は「ラブ生命共済ご契約のしおり(以下ご契約のしおりという。)」に記載している「ラブ生命共済普通共済約款(以下約款という。)」等でご確認ください。また、ご不明な点については、お取扱いの信用組合(共済代理店)またはぐんま共済協同組合(以下ぐんま共済という。)までお問い合わせください。

1. 商品のしくみ

- (1)群馬県信用組合協会の会員である信用組合の統一商品です。
群馬県内の信用組合が取扱う【定期積金ラブ】は、「定期積金」の申込みと同時に「群信協健康友の会(以下健康友の会という。)」の会員となり、「健康友の会」と提携を行っている「ぐんま共済」が取扱う共済制度「ラブ生命共済」に加入することになり、疾病や傷害等の入院や万一の死亡や高度障害の場合、「健康友の会」入会申込時にご指定いただいた被共済者に対して安心の補償が受けられます。
- (2)「健康友の会」への加入は共済制度を伴います。
申込時に被共済者ご自身により現在の健康状態、身体の障害状態等、事実をありのまま正確に告知していただきます。基本的に健康な方であればご加入できます。
- (3)新規でご加入できる被共済者の年齢は下記のとおりです。
お申込日現在で生後6か月から55歳未満の方。

2. 加入コース

本チラシのオモテ面をご覧ください。なお、I型(Aコース、Bコース、Fコース)につきましては、新規加入の募集は終了いたしました。

3. 共済期間

【定期積金ラブ】の契約期間は加入申込書または継続用申込書にて定められた期間となりますが、ぐんま共済の行う共済制度「ラブ生命共済」の共済期間は1年間です。定期積金の契約終了までご契約者からの申し出がない限り更新継続し、I型・II型の最終満期は65歳の誕生日の末日、III型の最終満期は75歳の誕生日の末日となります。

4. 補償内容について

本チラシのオモテ面をご覧ください。

5. 補償内容に関する共済金額

本チラシのオモテ面をご覧ください。

6. 共済金をお支払いしない場合(免責事由)

主に共済金をお支払いしない場合については、【**注意喚起情報のご説明**】の「4. 共済金をお支払いできない場合(免責事由)」をご参照ください。

7. 付加できる特約およびその概要

この商品において、付加できる特約はありません。

8. 引受条件

- (1)ご契約時に被共済者となる方の健康状態に関する告知をしていただきます。
健康状態によりご契約できない場合があります。
- (2)ご新規をされる場合、被共済者となる方の年齢制限があります。
申込日現在で、被共済者の年齢が生後6か月から55歳未満の方がご契約を申し込むことができます。
- (3)ご加入できる共済契約は、被共済者1人につき次のとおりです。
 - ①I型(A・B・Fの各コース)：Aコースを1、Bコースを2、Fコースを0.5とし、合計が2まで加入できます。(II型の重複加入はできませんが、III型との重複加入はできません。)
 - ②II型(Cコース)：1契約を限度とします。(I型またはIII型との重複加入ができません。)
 - ③III型(Dコース)：1契約を限度とします。(I型との重複加入はできません。II型との重複加入はできません。)
- (4)最終満期の被共済者の年齢は次のとおりです。
 - ①I型(A・B・Fの各コース)およびII型(Cコース)にご加入の方は65歳の誕生日の末日
 - ②III型(Dコース)にご加入の方は75歳の誕生日の末日
- (5)III型(Dコース)をご契約される方で過去に別表1に該当する「悪性新生物」または別表2に該当する「上皮内新生物」と診断された方につきましては、ご加入することができません。

9. 共済掛金・共済金額

ご契約いただく共済掛金・共済金額につきましては、ご契約時の加入コースによりその金額が決定されます。ご契約される前にコース別の共済掛金・共済金額をご確認ください。

10. 共済掛金の払込方法

共済掛金の払込みにつきましては、原則として口座振替とします。

11. 満期解約返戻金

この共済制度には満期解約返戻金はありません。

12. 契約者割戻し金

この共済制度の契約者割戻し金は毎年の決算に応じて決定します。割戻し金は変動(増減)し、決算の実績によりましては0(ゼロ)となる年度もあります。

II. 注意喚起情報のご説明

この【**注意喚起情報**】は、ご契約に際して共済契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みいただきますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、『ご契約のしおり』の中に記載されています「ラブ生命共済普通共済約款」等でご確認ください。また、ご不明な点につきましては、お取扱いの信用組合(共済代理店)またはぐんま共済までお問い合わせください。

1. クーリングオフ

クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)は、共済期間が1年以下のものにつきましては対象外となります。当共済制度は共済期間が1年となっており、クーリングオフの対象外となりますのであらかじめご了承ください。

2. 告知義務・通知義務について

(1)告知の重要性について(告知義務)

共済契約者、被共済者には、ご契約時に危険に関する重要な事項としてぐんま共済が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知していただく義務(告知義務)があります。特に、被共済者の健康状態の告知(過去の傷病歴、現在の健康状態等)につきまして、必ず被共済者ご本人が事実を「ありのままに」「正確に」「もれなく」ご記入(告知)してください。

申込書に記載された内容のうち、【★印】がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご契約を解除し共済金をお支払いできないことがありますので、申込書の記入内容を必ずご確認ください。

なお、告知受領権につきましては、ぐんま共済が有しています。共済募集人(共済代理店を含みます。)には告知受領権がなく、共済募集人に口頭でお話されても告知をし

ていただいたことにはなりませんのでご注意ください。

(2)契約締結時における注意事項について(申込書の記入上の注意事項等)

- ①. 申込書の記入にあたっての注意点
被共済者の生年月日、契約年齢につきましては十分ご確認ください。
契約年齢は、申込書の記入日における年齢です。
- ②. 共済金の受取人
共済金は共済契約者にお支払いします。共済契約者が受取人を指定する場合は、被共済者の同意を得て2親等以内の親族とします。
なお、共済金受取人を共済契約者とした場合、共済契約者と被共済者が同一人で、死亡共済金をお支払いする場合の受取人は、労働基準法施行規則第42条～第45条に規定してある遺族の補償を受ける順位と同じで、順位の上位の方にお支払いします。
ただし、同順位の方が2人以上いる場合は、代表者を1人定め、その方にお支払いします。
- (3)契約締結後における注意事項について(通知義務)
通知義務とは、契約時に告知をしていただいた項目のうち、危険に関する重要な事項の変更が生じ、共済掛金の変動が生じる場合に発生します。
しかしながら、当共済制度につきましては、危険に関する重要な変更が発生し、共済掛金の変動が生じることはありません。
- (4)その他注意事項について
告知義務・通知義務には該当しませんが、申込書記入時と異なる事象が発生した場合は遅滞なく、ぐんま共済に通知していただく必要があります。特にご契約者の住所等の変更は、ご通知いただけない場合はぐんま共済からの重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

3. 補償を開始する時期について【責任の開始】

責任の始期は、共済掛金を払い込んだ日(分割払いの場合は、初回共済掛金)の翌月1日となります。

ただし、疾病による入院責任の始期は、上記責任の始期の3か月後の1日となります。共済掛金は、共済契約締結と同時に払い込むものとします。

共済募集人は、共済契約締結の代理または媒介を行うもので、ぐんま共済が承諾したときに共済契約は有効となります。

(例:共済掛金を払い込んだ日が、4月1日～4月30日の間の場合、責任の始期は、5月1日、疾病による入院責任の始期は8月1日となります。)

4. 共済金をお支払いできない場合(免責事由)

次のような場合には、共済金をお支払いできないことがあります。

- ①戦争変乱。
- ②自殺(ただし、責任開始日以後1年以上を経過した場合は、疾病による死亡の場合の補償額相当額をお支払いします。)
- ③共済金受取人または被共済者の故意または重大なる過失による場合。
- ④被共済者の犯罪行為、刑の執行または拘留もしくは入監中に生じた事故による場合。
- ⑤ご加入日現在、医師の治療を受けていたことが判明した場合。
- ⑥責任開始日以後1年以内に、「悪性新生物、脳疾患、心疾患」により死亡または高度障害となった場合。
- ⑦責任開始日後3か月以内に疾病およびがん入院を開始した場合。
- ⑧III型(Dコース)の場合、責任開始日後3か月以内にがんと診断された場合。

※その他にも共済金をお支払いできない場合があります。詳しくは「ラブ生命共済普通共済約款」をご覧ください。

5. ご契約の効力がなくなる場合【共済掛金の払込猶予期間・契約の失効について】

共済掛金は、払込期月(共済掛金をお払込みいただく月)内にお払込みください。払込期月のお払込みがない場合でも、月払い契約の場合は払込期月の翌々月の末日まで払込猶予期間があります。払込猶予期間満了日までに共済掛金のお払込みがないと、ご契約の効力を失います(失効)。

6. 解約と解約返戻金について

この共済は、お払込みいただく共済掛金は預貯金とは異なり、解約返戻金はありません。共済掛金はすべて共済金のお支払い、ご契約の締結や維持管理等に必要な経費に充てられます。従いまして、解約されましても払込共済掛金はお戻しできません。ただし、解約日以降において共済掛金が充当されている場合につきましては、その共済掛金はお戻しいたします。

7. 万一事故が起こった場合に関する手続きなどについて

まずはぐんま共済にご一報ください。
共済金の支払事由が発生したときは、速やかにぐんま共済または共済代理店までご連絡ください。ただちに共済金の請求に関する手続きを開始いたします。

ぐんま共済からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

共済金の支払事由の内容によっては、事実や状況などについて照会やお尋ね等させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。また、支払事由発生の連絡が遅れたり、ご加入のときや共済金のご請求のときに、ご契約者または被共済者等が事実と違ったことを告げられていた場合は、共済金のお支払いが出来ないことがあります。

支払事由の発生に関するご請求手続き、共済金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ラブ生命共済普通共済約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

8. 共済掛金の追徴と共済金の削減について

ぐんま共済は異常災害時等の事由により損失金を生じ、かつ、その損失金を繰越剰余金・諸積立金等で補填することができなかった場合は、総代会の決議を経て、共済掛金の追徴または共済金の減額を行うことがあります。

9. 苦情処理措置および紛争解決措置について

ぐんま共済では、組合員・ご利用者さまからの相談・苦情を真摯に受け止め、以下の態勢を整備して対応に当たっております。

●ぐんま共済協同組合 各種相談・苦情係

☎ 027-254-5711(代) (受付時間)9:00～17:00

(ただし、土・日曜日、祝祭日および年末年始は除きます。)

〒371-0841 群馬県前橋市石倉町4-9-10

▼指定紛争解決機関

●東京弁護士会 紛争解決センター

☎ 03-3581-0031 (受付時間)9:30～12:00 13:00～15:00

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3弁護士会館6階

●第一東京弁護士会 仲裁センター

☎ 03-3595-8588 (受付時間)10:00～12:00 13:00～16:00

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3弁護士会館11階

●第二東京弁護士会 仲裁センター

☎ 03-3581-2249 (受付時間)9:30～12:00 13:00～17:00

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3弁護士会館9階

※土・日曜日、祝祭日および年末年始は除きます。

※プライバシー保護のため、お問い合わせ・お申し出は契約者ご本人さまよりお願いいたします。